

FTCJ 入学・進級応援金の申請に必要な証明書類一覧

注意

※申請条件が複数当てはまる場合は一つの事由を選び、それぞれの条件にしたがって証明書類を提出してください。

※証明書類は、申請者の状況を証明するものとし、有効期間内であることとします。

申請理由	申請理由の証明書類
【1】 生活保護受給世帯	<p style="text-align: center;">A～Dの書類のいずれか1つとEは必須... (合計2枚)</p> <p>A 生活保護費支給証 B 休日・夜間等診療依頼証 C 生活保護証明書 D 保護決定通知書 ※書類の有効期限は発行日から一年とする E 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【2】 児童扶養手当受給世帯	<p style="text-align: center;">F・Gの書類のいずれか1つとEは必須 (合計2枚)</p> <p>F 児童扶養手当証書 G 児童扶養手当保管証明 E 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【3】 住民税非課税世帯	<p style="text-align: center;">H・I両方の書類を提出 (合計2枚)</p> <p>H 市民税・県民税課税(非課税)証明書【世帯構成員全員分】 ※世帯構成員のうち、18歳未満の者の課税(非課税)証明書の提出は不要。 I 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【4】 就学援助を受けている世帯	<p style="text-align: center;">J・Kの書類のいずれか (合計1枚)</p> <p>J 学援助認定通知書 K 学援助費支給決定通知書 ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【5】 失業やコロナウィルスの影響で 昨年所得または今年所得が住民税非課税家庭と同レベルに減収した世帯	<p style="text-align: center;">L～Nの書類のいずれか1つとEは必須 (合計2枚)</p> <p>L 雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証 M 税証明書(非課税証明書) N 21年に入ってから家計が急変したことを証明する書類(2019年12月と2021年の12月分の給与明細の写しなど) E 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【6】 お子さんが4人以上いる世帯	<p style="text-align: center;">O・Pの書類のいずれか (合計1枚)</p> <p>O 住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) P 戸籍全部事項証明書 ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【7】 親が配偶者から暴力を受け何らかの措置を受けている世帯	<p style="text-align: center;">Q～Sの書類のいずれか1つとEは必須 (合計2枚)</p> <p>Q 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出ていることがわかる資料 R 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 S 申請者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、当該支援措置の対象となっていることがわかる資料 E 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>

本サポート制度(FTCJ入学・進級応援金)に関する問い合わせは

下記のEメールアドレスまでお願い致します。

認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン support@ftcj.org